

「国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分  
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線(三鷹市東京都世田谷区間)に関する事業  
及びこれに伴う付随工事  
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分  
高速自動車国道関越自動車道新潟線(三鷹市東京都練馬区間)に関する事業  
及びこれに伴う付随工事」の大深度地下の使用の認可に係る公聴会の開催について

平成26年1月30日

<問い合わせ先>

国土交通省都市局都市政策課

TEL:03-5253-8111

※新聞紙上で公告しました公述人の応募様式及び公聴会の開催案内にあたる文書です。

## 1. 公聴会の開催の趣旨

今回の公聴会は、以下の事業について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)第20条の規定に基づき、当該事業について使用の認可に関する処分を行う機関である国土交通大臣の主催により開催するものです。使用の認可に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報を公聴会の場において聴取し、収集することを目的としております。

### ◇今回の公聴会の対象となる事業

#### (1) 事業者の名称

国土交通大臣

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

#### (2) 事業の種類

国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線(三鷹市東京都世田谷区間)に関する事業及びこれに伴う付随工事

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分

高速自動車国道関越自動車道新潟線(三鷹市東京都練馬区間)に関する事業及びこれに伴う付随工事

#### (3) 事業区域

国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分

事業区域(中央自動車道富士吉田線):延長6.3km

東京都世田谷区大蔵五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、喜多見九丁目、成城三丁目及び成城四丁目地内

東京都狛江市東野川三丁目及び東野川四丁目地内

東京都調布市入間町二丁目、東つづじヶ丘一丁目、東つづじヶ丘二丁目、東つづじヶ丘三丁目、仙川町二丁目、若葉町一丁目及び緑ヶ丘一丁目地内

東京都三鷹市中原一丁目、新川一丁目、北野三丁目及び北野四丁目地内  
(地下41mから地下78m)

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分

事業区域(関越自動車道新潟線):延長7.9km

東京都三鷹市北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、牟礼一丁目、牟礼二丁目、井の頭一丁目及び井の頭二丁目地内

東京都世田谷区北烏山五丁目及び北烏山七丁目地内

東京都杉並区久我山四丁目、西荻北四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目及び善福寺四丁目地内

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、吉祥寺南町四丁目、吉祥寺南町五丁目及び吉祥寺東町四丁目地内

東京都練馬区関町南一丁目、関町南二丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目及び石神井台四丁目地内

(地下41mから地下75m)

## 2. 公聴会の期日及び会場等

### (1)期日

平成26年2月23日(日)13時30分 ~ 20時15分頃(13時00分受付開始)

平成26年2月24日(月)13時00分 ~ 19時45分頃(12時30分受付開始)

※公述希望の申出の状況により、1日のみの開催となること等があります。

このような場合にはその旨を国土交通省ホームページにてお知らせします。

### (2)会場

東京都新宿区西新宿6丁目13番地の1新宿セントラルパークシティ内

住友不動産新宿セントラルパークビル1階 「ベルサール新宿セントラルパーク」

※ 会場内に駐車スペースはありませんので、公共機関をご利用ください。

### (3)公聴会に出席する事業者の名称

国土交通大臣(代理人 関東地方整備局長)

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

## 3. 公聴会の公開

公聴会は、公開とします。したがって、公聴会の傍聴及びマスコミによる取材は会場の収容能力及び公聴会の円滑な実施の観点から問題のない限り、自由とします。

## 4. 公述人に関する事項

### (1)公述の時間

①公述1件あたりの公述の時間は30分以内とします。

この30分には、事業者に質疑をされる場合の質問及び回答に要する時間を含みます。

②持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をしようとする場合には、議長により、公述の中止を命じられることとなります。また、事業者に質問をする場合で、事業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。

③他の公述人との持ち時間の融通は認められません。

### (2)公述の方法

①本公聴会における公述の方法は、次の2通りの方法のいずれかによってください。

・専らご自身の意見を述べていただく方法

・ご自分の意見を述べるのと併せて、事業者に質問をする方法

②公述については、以下の点に御注意ください。

・公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。

・本公聴会の目的は、主催者が使用の認可に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、主催者が相手方として質疑を行うことはできません。

・申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、主催者側より質問の相手方となる事業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。

③公聴会当日は、公述をしていただく時間になりましたら、議長から登壇を指示しますので、その指示を受けてから登壇してください。それまでの間は、会場内に公述人の席を用意していますので、そちらでお待ちください。

④公述は、口頭により行うこととし、原則として公述人が視聴覚機器(プロジェクター)を会場内に持ち込むことはできません。視聴覚機器の使用を希望される場合には、必ず申出書の「プロジェクターの使用の有無」の欄の「有」に○をつけてください。

⑤申出書に記入された公述人に限り、登壇し、発言することができます。ただし、同時に登壇する人数は、公述人本人を含め3人以内としてください。

(3)公述を希望される方の申出方法

①公述を希望される方は、別記様式の申出書(なお、申出書の用紙は世田谷区都市整備部都市計画課、狛江市建設環境部都市整備課、調布市都市整備部街づくり事業課、三鷹市都市整備部まちづくり推進課、武蔵野市都市整備部まちづくり推進課、杉並区都市整備部都市計画課、練馬区都市整備部都市計画課にも備え付けてあります。)に必要事項を御記入の上、郵送、FAX、電子メール(daisindo●mlit.go.jp(※●は@に置き換えてください。))又は持参により、平成26年2月10日(月)までに必着にて、「11. 問い合わせ先」まで御提出願います。

②公聴会を開催する目的は、主催者が使用の認可に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、使用の認可の審査にあたって勘案すべき事項と無関係な意見及び質問はできないことに御留意願います。

③上記期日までに申出書が到着しない場合、提出された申出書に必要事項の記載の不備がある場合等には、公述人となることができません。

(4)公述人の数の制限等

①本公聴会は、2日間合計で最大約11時間程度の公述時間を予定しています。なお、公述希望の申出が多数ある場合には、議長により公述人の数を制限することとなります。

②同一人による公述の重複はできません。

③公述は、原則として公述希望の申出をされた公述人本人のみすることができます。当日、公述人が出席できない等の場合において、公述人の代理人が公聴会に出席して申出書に記入された意見の要旨の範囲内で公述しようとする場合には、代理権限を証する書面等の提出によりあらかじめ主催者から許可を受けた者に限り代理人として公述することができます。なお、公述人が他の公述人の代理人となること及び代理人の重複は認められません。

④公述を希望される時間帯については、御希望どおりにはならない場合がありますのであらかじめ御承知おきください。

⑤公述人の数を制限するか否かにかかわらず、公述希望の申出をされた方については、公聴会の開催前に、以下の事項を主催者から連絡させていただきます。(複数の方が共同して申し出ている場

合には、代表者に連絡させていただきます。)

- ・公述人として選定させていただいたか否か
- ・公述人となつていただく方については、公述していただく日時

なお、申出書に記載された電話番号、FAX(御希望により電子メールアドレス)に主催者より連絡いたしますが、どうしても御本人に連絡がとれない場合には、御家族の方に連絡させていただくか、公聴会の当日に、会場内の受付にて御連絡させていただくこととなります。このような場合で、当日までに、上記事項についてお知りになりたいときには、**平成26年2月14日(金)**以降に「11. 問い合わせ先」まで御連絡ください。

- ⑥公述人となつていただく方は、当日、公述の時間までに余裕をもって御来場いただき、会場の受付にてその旨をお申し出ください。万が一、ご自分の公述の時間内に御来場されなかった場合には、公述することができないものとさせていただきます。

## 5. 傍聴人に関する事項

- ①傍聴は3. で述べたように、原則として自由とします。収容能力を超える傍聴希望の方が来られた場合には、先着順により傍聴人の数を制限します。
- ②整理券は**2月23日(日)**、**2月24日(月)**それぞれ当日の受付時に配布しますので、これを受け取ってから御入場願います。なお、入場には当日発行の整理券が必要です。**2月23日の整理券で2月24日の入場はできませんので御注意ください。**また、一時退場されて再入場される場合には、この整理券を提示していただく必要がありますので、紛失されないよう御注意ください。
- ③傍聴される方は、会場内では静穏を保持されるようお願いいたします。もし、発言、ヤジ等により静穏を保持されないときは、公聴会の円滑な進行に支障となるとともに、他の傍聴人等の迷惑となりますので、主催者より注意し、又は退場等を命ずることがあります。

## 6. 会場内における禁止事項等

公聴会の円滑な進行を図るため、以下の事項を必ず遵守願います。もし、守られない場合には、議長又は議長補助者により入場をお断りすること、又は退場等を命ずることがあります。

- ①公聴会に参加される方は、プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、又は他の公聴会の参加者の公述若しくは傍聴等の支障となるような行為をしないようお願いいたします。また、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込まないようお願いいたします。
- ②ポストンバック程度以上の大きさの荷物をお持ちの方は、荷物の中身の確認をさせていただくことがあります。また、会場への荷物の持ち込みをお断りすることがあります。
- ③会場への持ち込みをお断りする荷物については、その置き場を受付付近に設置しますが、紛失等の責任は負いません。
- ④公聴会に参加される方は、会場内及び会場前ロビーにおいて、ビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等をしないようお願いいたします。
- ⑤会場内での飲食又は喫煙は御遠慮ください。
- ⑥会場内では携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定し、通話は御遠慮ください。

## 7. 新聞等の記者による取材に関する事項

新聞、テレビ等の記者の方は、公聴会の円滑な進行に支障とならない範囲内で、公聴会の取材をすることができます。なお、取材を予定される方は、公聴会の運営の都合上、事前に「11. 問い合わせ先」まで御連絡いただきますようお願いいたします。

## 8. 議長及び議長補助者に関する事項

- ①議長が、会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営を確保するため、発言の中止、退場等の指示・命令をしたときは、これに従ってください。
- ②議長の補助者として、議長の権限の一部を代行するため、国土交通大臣が議長補助者を指名する予定であります。議長だけでなく、議長補助者の指示・命令にも従っていただきますようお願いいたします。

## 9. 公聴会の打ち切りに関する事項

会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。この場合、打ち切り後に公述をすることとなっていた方は、公述ができなくなりますのであらかじめ御承知おきください。

また、公聴会が打ち切られた場合には、それ以降の公聴会は実施されませんので御注意ください。なお、このような場合には、公聴会を打ち切った旨を会場入口に掲示します。

## 10. その他

- ①公述の申出が少数であること、公聴会が途中で打ち切られたこと等により、公聴会が予定の時間より早く終了する場合があります。あらかじめ御承知おきください。なお、このような場合には、その旨を会場入口に掲示します。
- ②本公聴会の議事録は、国土交通省ホームページにて公開する予定です。

## 11. 問い合わせ先

本公聴会に関するお問い合わせ及び公述希望の申出は、以下の部局にお願いします。

なお、開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の9時30分～18時15分（12時から13時を除く。）です。

また、会場である『ベルサール新宿セントラルパーク』へのお問い合わせは、御遠慮下さい。

国土交通省都市局都市政策課

住 所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話： 03-5253-8111(内線32263)

FAX： 03-5253-1586

電子メールアドレス：daisindo●mlit.go.jp

(※●は@に置き換えてください。)